

土木工事施工管理基準 訂正事項

第3章品質管理のうち「試験場所の区分」欄

工種	試験項目	試験場所の区分		備考
		訂正前	訂正後	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	コンクリートの圧縮強度試験	$\sigma 7$ はウ $\sigma 28$ はエ 30%以上センターで行う。	$\sigma 28$ の30%以上センターで行う。	2-81
	コンクリートの曲げ強度試験	エ 30%以上センターで行う。	ウ 30%以上センターで行う。	2-81
8 アスファルト舗装（歩道、簡易舗装を含む）	現場密度の測定			2-91
	現場密度の測定（歩道の場合）	エ 30%以上センターで行う。	ウ 30%以上センターで行う。	2-92
	現場密度の測定（簡易舗装の場合）			2-92
14 アンカー工	モルタルの圧縮強度試験	エ 30%以上センターで行う。	ウ 30%以上センターで行う。	2-99

（注）備考欄は土木工事施工管理ハンドブックのページ数

（参考）第1章総則より

試験場所の区分

ウ・・・工場製品の製造工場

エ・・・公的試験機関または財団法人建設技術センター